

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年6月17日提出
【計算期間】	第46特定期間(自 2024年9月18日至 2025年3月17日)
【ファンド名】	フランクリン・テンプルトン 米国政府証券ファンド
【発行者名】	フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高村 孝
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	山本 亮子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	03-5219-5700
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① ファンドの目的
 信託財産の着実な成長と安定的な収益確保を図ることを目指してファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
- ② ファンドの基本的性格
 - 1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券			ファミリーファンド	あり ()
一般	年6回	欧州		
公債	(隔月)	アジア		
社債				
その他債券	年12回	オセアニア		
クレジット属性 ()	(毎月)			
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	その他	アフリカ		
その他資産 (投資信託証券 (債券 高格付債))	()	中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用され、マザーファンドへの投資を通じて、投資収益の源泉

となる資産に投資を行う投資信託証券に投資を行います。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券 高格付債）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

＜商品分類の定義＞

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

＜補足として使用する商品分類＞

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分の定義＞

1. 投資対象資産による属性区分

- (1) 株式
 - ① 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
 - ② 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③ 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券
 - ① 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
 - ② 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③ 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ④ その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ⑤ 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
- (3) 不動産投信
これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。
- (4) その他資産
組入れている資産を記載するものとする。
- (5) 資産複合
以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
 - ① 資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
 - ② 資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ① 年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ② 年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③ 年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④ 年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤ 年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥ 日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦ その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ① グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ② 日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの

- をいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 投資形態による属性区分
- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
 - ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
5. 為替ヘッジによる属性区分
- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。
 - ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。
6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
- ①日経225
 - ②TOPIX
 - ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。
7. 特殊型
- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
 - ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
 - ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
 - ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

1

「フランクリン・テンプルトン 米国政府証券マザーファンド」への投資を通じて、フランクリン・テンプルトン・グループが運用する複数の外国籍ファンドに投資することにより、実質的に米国ジニーメイ・パス・スルー証券^{※1※2}等の米国高格付け証券に投資を行います。



※投資対象ファンドの組入れは、高位を維持することを基本とします。

※1 ジニーメイ・パス・スルー証券は、米国政府の一機関であるジニーメイ（米国政府抵当金庫）が元利金の期日通りの支払いを保証していることから、一般的に、米国国債と同等の信用力を有していると考えられています。

※2 ジニーメイ・パス・スルー証券のしくみ



①において証券化される住宅ローン債権は、米国連邦住宅局の保険または米国退役軍人省の保証などが付されたものが対象となります。

2

インカムゲインを中心として長期的に安定した収益の獲得を目指します。

3

収益の分配は、原則として、毎月行います。

4

為替ヘッジは、行わないことを原則とします。

実質的に米ドル建資産に投資を行いますので、為替相場の変動の影響を受けます。

ファンドの投資制限

- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

分配方針

- 毎月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
 - ②分配金額は、委託会社が配当等収益を中心に基準価額水準等を勘案して決定します。
 - ③留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

【収益分配金に関する留意事項】

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



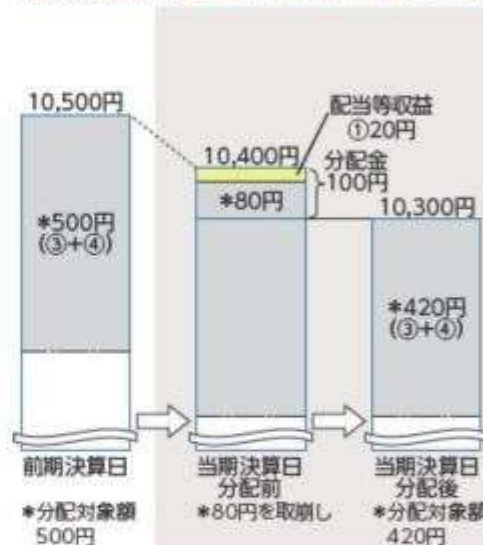
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

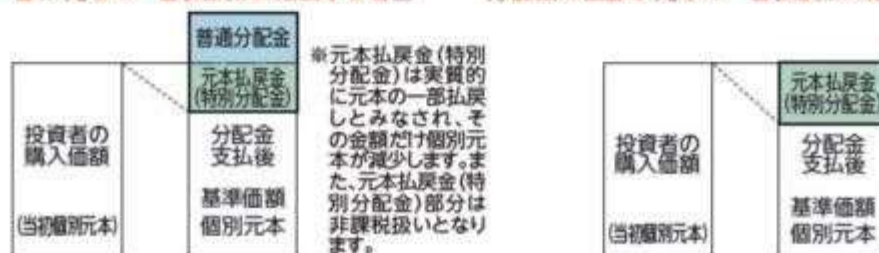
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

- ◆ ジニーメイ・パス・スルー証券は住宅ローン債権のプールに対する持分を表章する証券で、住宅ローンの借入者からの毎月の元利金の支払いを同証券の発行者たる金融機関が受けて、その元利金から手数料を控除した額が投資家に対して支払われ（パス・スルーされ）ます。発行者たる金融機関が、住宅ローンの借入者から繰上げ返済を受けた場合、発行者は再投資（貸付け）を行わず、それに相応する投資家のジニーメイ・パス・スルー証券の持分が証券の償還期限前に償還されます。
- ◆ プールされる住宅ローンには米国連邦住宅局（Federal Housing Administration）の保険あるいは米国退役軍人省（Department of Veterans Affairs）の保証などが付されています。また、このような住宅ローンには、固定あるいは変動金利のものがあります。
- ◆ ジニーメイ・パス・スルー証券の元利金の期日通りの支払いにはジニーメイ（米国政府抵当金庫：Government National Mortgage Association）の保証が付与されています。そして、その保証は米国政府による十分な信頼性と信用（Full Faith and Credit）により支えられています。これらのことからジニーメイ・パス・スルー証券は米国国債と同等の信用力を有していると考えられています。
- ◆ ただし、米国政府等がジニーメイ・パス・スルー証券の価格、投資対象ファンドの価額および当ファン

ドの元本などを保証するものではありません。ジニーメイ・パス・スルー証券のリスクについては、「3 投資リスク（ご参考）ジニーメイ・パス・スルー証券のリスク」をご参照下さい。

④ 信託金限度額

- ・1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2002年3月26日

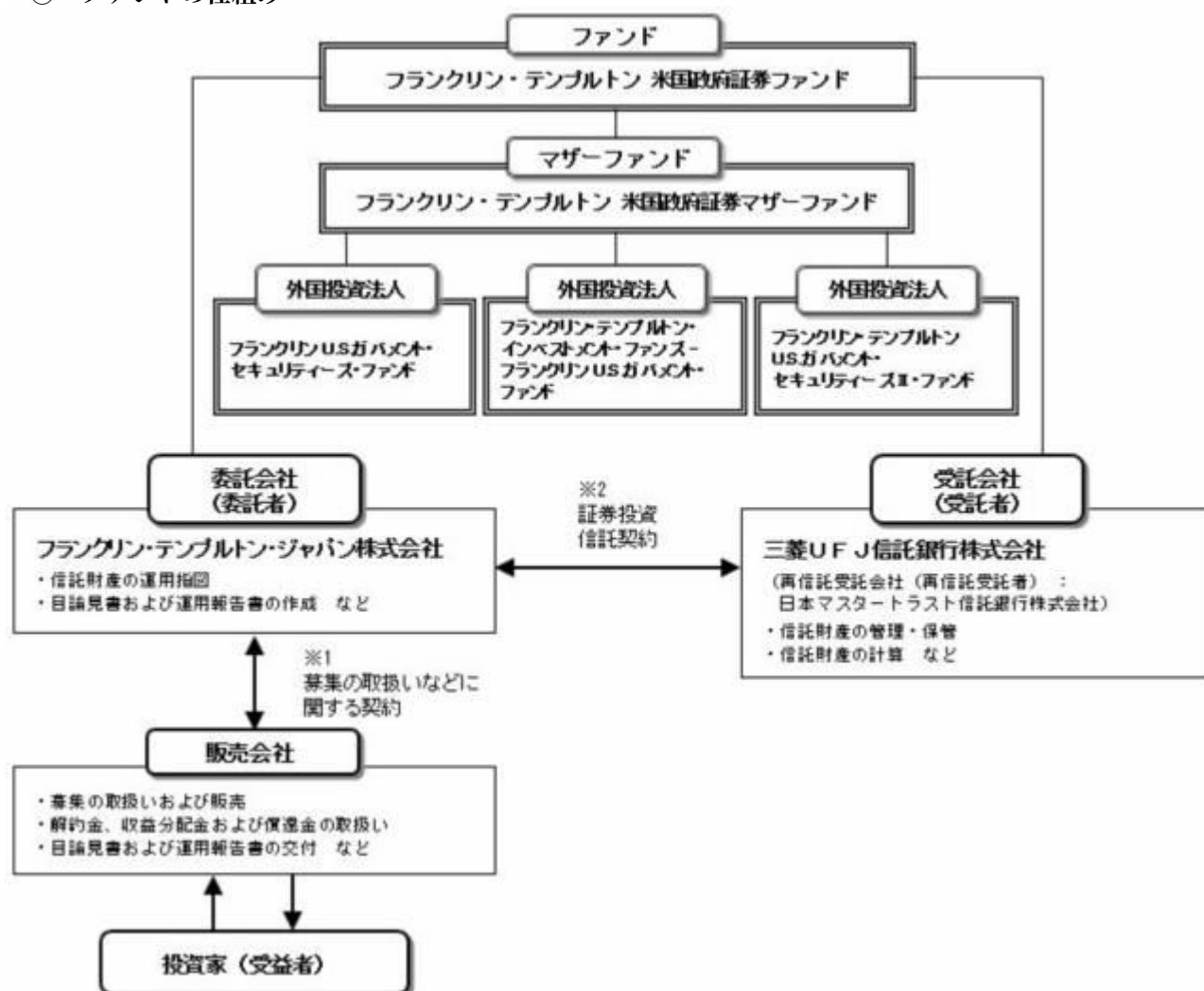
- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

2021年 4月 1日

- ・ファンドの委託会社としての業務をフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社からレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社（商号を「フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社」に変更。）へ承継

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2025年3月末現在）

1) 資本金

1,000百万円

2) 沿革

1998年4月28日

ソロモン投信委託株式会社設立

1998年6月16日

証券投資信託委託会社免許取得

1998年11月30日

投資顧問業登録

1999年6月24日

投資一任契約に係る業務の認可取得

1999年10月1日 スミス バーニー投資顧問株式会社と合併、「エスエスビーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

2001年4月1日 「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

2006年1月1日 「レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

2007年9月30日 金融商品取引業登録

2021年4月1日 フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ株式会社と合併、「フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社」に社名変更

2024年10月1日 パトナム・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
フランクリン・テンブルトン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド	シンガポール共和国038987 サンテックタワーワン 38-03 テマセック大通り7	78,270株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- ① 主としてフランクリン・テンブルトン 米国政府証券マザーファンド受益証券への投資を通じて、米国ジニーメイ・パス・スルー証券（政府抵当金庫パス・スルー証券）等の米国高格付け証券に実質的な投資を行います。なお、投資対象ファンドの属する国の法制、税制等の変更があった場合またはこの信託の資産総額規模等から委託者が判断して他の投資信託証券を加えることが運用に資すると判断した場合には、米国ジニーメイ・パス・スルー証券等の米国高格付け証券に投資する他の投資信託証券にも投資することがあります。また、直接約款第17条に掲げる有価証券等に投資することがあります。
- ② フランクリン・テンブルトン 米国政府証券マザーファンド受益証券の組入れは高位を維持することを基本とします。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<投資対象ファンドの選定方針>

以下の条件を満たすファンドをマザーファンドにおいての投資対象ファンドとして選定します。
米国ジニーメイ・パス・スルー証券（政府抵当金庫パス・スルー証券）等の米国高格付け証券に投資を行うものであること。

(2) 【投資対象】

<フランクリン・テンブルトン 米国政府証券ファンド>

フランクリン・テンブルトン 米国政府証券マザーファンド受益証券を主要投資対象としますが、短期金融商品にも投資します。

- ① 投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ) 有価証券
ロ) 金銭債権（イ）およびハ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
ハ) 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2) 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形
- ② 有価証券の指図範囲
委託者は、信託金を、主としてフランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたフランクリン・テンブルトン 米国政府証券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1) 国債証券
2) 地方債証券
3) 特別の法律により法人の発行する債券
4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および新株予約権付社債を除きます。）
5) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
6) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
7) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
8) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第2号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権に係るものに限り、）
なお、1) から4) までの証券を以下「公社債」といい、6) の証券および7) の証券を以下「投資信託証券」といいます。公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。
- ③ 金融商品の指図範囲
委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用す

ることを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第2項第1号に規定する信託の受益権のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第2号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権に係るものに限り、上記②の8）に掲げるものを除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を上記③の1)～4)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<フランクリン・テンブルトン 米国政府証券マザーファンド>

投資信託証券を主要投資対象としますが、短期金融商品にも投資します。投資信託証券には投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、または投資証券もしくは外国投資証券が含まれます。

- ① 投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ) 有価証券
ロ) 金銭債権（イ）およびハ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
ハ) 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2) 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形
- ② 有価証券の指図範囲
委託者は、信託金を、主として、投資信託もしくは外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）、または投資証券もしくは外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券または証書の性質を有するもの
3) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受証券を除きます。）
4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第2号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権に係るものに限り、上記②の4）に掲げるものを除きます。）
なお、3)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。
- ③ 金融商品の指図範囲
委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。
1) 預金
2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第2項第1号に規定する信託の受益権のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第2号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権に係るものに限り、上記②の4）に掲げるものを除きます。）
3) コール・ローン
4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を上記③の1)～4)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

◆投資対象とするマザーファンドの概要

<フランクリン・テンブルトン 米国政府証券マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定的な収益の確保を図ることを目指してファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
主な投資対象	投資信託証券を主要投資対象としますが、短期金融商品にも投資します。投資信託証券には投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、または投資証券もしくは外国投資証券が含まれます。

投資態度	① 主として「フランクリン U.S.ガバメント・セキュリティーズ・ファンド（米国籍投資法人）」、「フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ - フランクリン U.S. ガバメント・ファンド（ルクセンブルク籍投資法人）」および「フランクリン・テンプルトン U.S.ガバメント・セキュリティーズII・ファンド（バミューダ籍投資法人）」等（以下併せて「主たる投資対象ファンド」といいます。）への投資を通じて、米国ジニーメイ・パス・スルー証券（政府抵当金庫パス・スルー証券）等の米国高格付け証券に実質的な投資を行います。なお、投資対象ファンドの属する国の法制、税制等の変更があった場合またはこの信託の資産総額規模等から委託者が判断して他の投資信託証券を加えることが運用に資すると判断した場合には、米国ジニーメイ・パス・スルー証券等の米国高格付け証券に投資する他の投資信託証券にも投資することがあります。 ② 主たる投資対象ファンドの組入れは高位を維持することを基本とします。 ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

（参考）マザーファンドが投資対象とする投資信託証券（投資対象ファンド）の概要（2025年3月31日現在）

ファンド名	フランクリン U.S.ガバメント・セキュリティーズ・ファンド
英 文 名	Franklin U.S. Government Securities Fund
形 態	米国籍投資法人／オープンエンド型／米ドル建て
投 資 目 的	金利収入の確保を投資目的とします。
主 な 投 資 戦 略	純資産総額の少なくとも80%を米国政府証券に投資を行います。現在、実質的にその資産のすべてを米国ジニーメイ・パス・スルー証券に投資しています。 また、米国政府の十分な信頼性と信用に裏付けられたその他の米国政府の証券（例えば、ストリップス債(treasury strips)、長期国債(treasury bonds)、中期国債(treasury notes)など）にも投資することがあります。短期の運用対象には、短期の政府証券や現金が含まれます。また、米国政府発行の証券を担保として利用するレポ取引(repurchase agreements)を行うことがあります。 *資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
関 係 法 人	運用会社:フランクリン・アドバイザーズ・インク 管理事務代行会社:フランクリン・テンプルトン・サービシーズ・エルエルシー（業務委託先:JPモルガン・チェース・バンク・エヌ・エー） 名義書換事務代行会社:フランクリン・テンプルトン・インベスター・サービシーズ・エルエルシー 保管銀行:JPモルガン・チェース・バンク・エヌ・エー
設 定 年 月	1970年5月
決 算 日	9月30日
申 込 手 数 料	かかりません。*1
管 理 報 酬 *2	年0.625%以内

* 当ファンドのマザーファンドは、フランクリン U.S.ガバメント・セキュリティーズ・ファンドのAdvisor Class（米ドル建て）に投資します。
フランクリン U.S.ガバメント・セキュリティーズ・ファンドは、各シェアクラス（申込手数料や運用報酬等の異なる複数のシェアクラスが用意されています。）に申し込まれた資金をまとめて運用しますが、基準価額はシェアクラス毎に算出・発表されます。

*1 当ファンドのマザーファンドが投資を行うAdvisor Classのものです。

*2 運用報酬および管理事務代行報酬に相当します。

この他に名義書換事務代行報酬、保管銀行報酬、監査費用、組入れ有価証券の売買委託手数料等取引に要する費用等がかかります。

ファンド名	フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンド - フランクリン U.S.ガバメント・ファンド （以下「フランクリン U.S.ガバメント・ファンド」といいます。）
英 文 名	Franklin Templeton Investment Funds - Franklin U.S. Government Fund
形 態	ルクセンブルク籍投資法人／オープンエンド型／米ドル建て
投 資 目 的	金利収入と元本の安全性の確保を投資目的とします。
主 な 投 資 戦 略	主として米国政府および米国政府機関が発行あるいは保証する証券に投資を行うことにより、投資目的を達成することを企図しています。 *資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
関 係 法 人	運用会社:フランクリン・アドバイザーズ・インク 管理会社:フランクリン・テンプルトン・インターナショナル・サービシーズ・エス・エー・アール・エル（業務委託先:JPモルガン・エスイー ルクセンブルク支店） 保管銀行:JPモルガン・エスイー ルクセンブルク支店
設 定 年 月	1991年2月*1
決 算 日	6月30日
申 込 手 数 料	かかりません。*2
運 用 報 酬 *2	年0.35%*2
管 理 会 社 報 酬 *3	年0.20%以内
保 管 銀 行 報 酬 *3	年0.01%～年0.14%

* 当ファンドのマザーファンドは、フランクリン U.S.ガバメント・ファンドのClass I (Mdis)（米ドル建て）に投資します。
フランクリン U.S.ガバメント・ファンドは、各シェアクラス（申込手数料や運用報酬等の異なる複数のシェアクラスが用意されています。）に申し込まれた資金をまとめて運用しますが、基準価額はシェアクラス毎に算出・発表されます。

*1 当ファンドのマザーファンドが投資を行うClass I (Mdis)については、2001年12月に導入されたものです。

*2 当ファンドのマザーファンドが投資を行うClass I (Mdis)のものです。

*3 この他に監査費用、組入れ有価証券の売買委託手数料等取引に要する費用等がかかります。

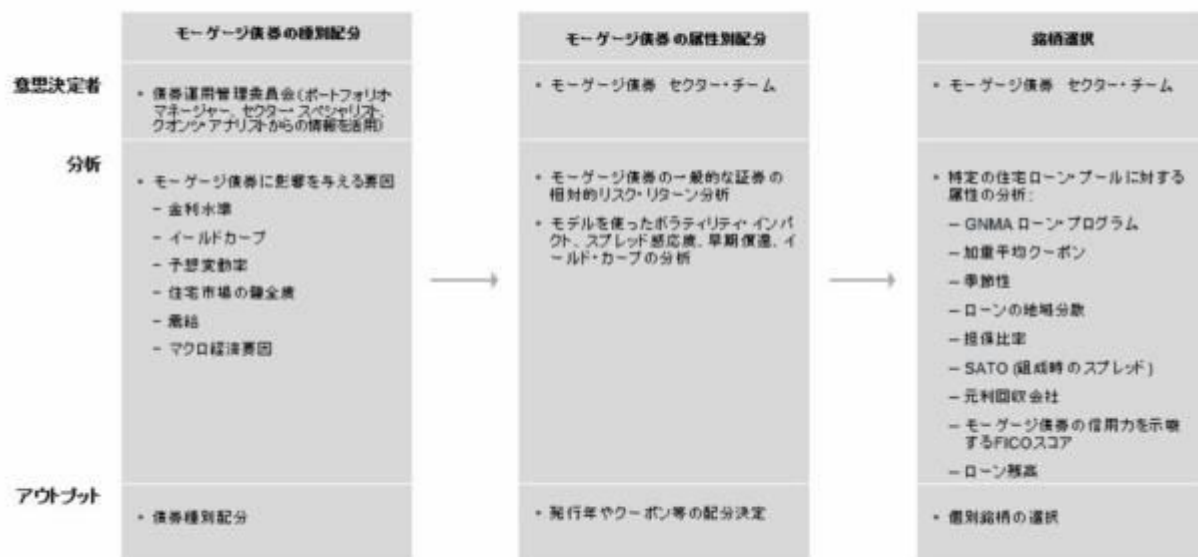
ファンド名	フランクリン・テンプレトン U.S.ガバメント・セキュリティーズⅡ・ファンド
英 文 名	Franklin Templeton U.S. Government Securities II Limited
形 態	バミューダ籍投資法人／オープンエンド型／米ドル建て
投 資 目 的	金利収入の確保を投資目的とします。
主 な 投 資 戦 略	純資産総額の少なくとも80%を米国政府証券に投資を行います。現在、実質的にその資産のすべてを米国ジニーメイ・パス・スルー証券に投資しています。 また、米国政府の十分な信頼性と信用に裏付けられたその他の米国政府の証券（例えば、ストリップス債(treasury strips)、長期国債(treasury bonds)、中期国債(treasury notes)など）にも投資することがあります。短期の運用対象には、短期の政府証券や現金が含まれます。また、米国政府発行の証券を担保として利用するレポ取引(repurchase agreements)を行うことがあります。 *資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
関 係 法 人	運用会社:フランクリン・アドバイザーズ・インク 管理事務代行会社:フランクリン・テンプレトン・サービシーズ・エルエルシー(業務委託先:JPモルガン・チェース・バンク・エヌ・イー) 名義書換事務代行会社:フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ(アジア)リミテッド 保管銀行:JPモルガン・チェース・バンク・エヌ・イー
設 定 年 月	2002年8月
決 算 日	9月30日
申 込 手 数 料	かかりません。
運 用 報 酬 *	年0.40%以内
管理事務代行報酬*	年0.10%以内
名義書換事務代行報酬*	年0.05%以内
保 管 銀 行 報 酬 *	年0.05%以内

※ この他に監査費用、組入れ有価証券の売買委託手数料等取引に要する費用等がかかります。

<ご参考>

当ファンドのマザーファンドの投資対象ファンドである「フランクリン・テンプレトンU.S.ガバメント・セキュリティーズⅡ・ファンド」、「フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズ－フランクリンU.S.ガバメント・ファンド」、「フランクリンU.S.ガバメント・セキュリティーズ・ファンド」の運用プロセスを示したものです。

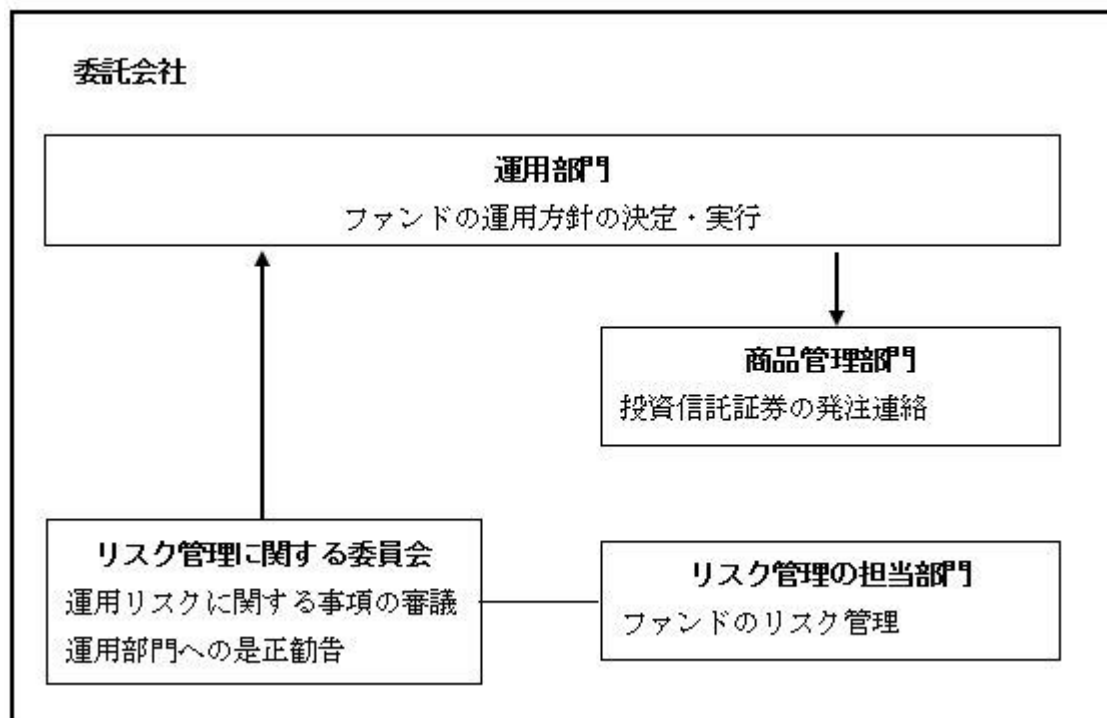
3つのステップ



投資対象ファンドはフランクリン・テンプレトン債券グループが運用を担当します。

(3) 【運用体制】

■ファンドの運用体制



※運用部門は3名、商品管理部門は7名、リスク管理の担当部門は2名で構成されています。

■内部管理体制および意思決定を監督する組織等

- ① 委託会社では、組織規則においてファンドの運用に係る部署を規定しており、証券投資信託委託業務にかかる業務運営規程において、証券投資信託にかかわる信託財産の運用に関し、基本的な事項を定めております。また、実際の売買執行等について社内規程を設けているほか、各部署において業務マニュアルを策定しております。
- ② 運用に関しては、運用部門及び関連部署の代表で構成される社内委員会が開催され、各ファンドの運用状況の報告のほか、その他運用に関する事項について審議します。
- ③ ファンドのリスク管理は、運用部門から独立したリスク管理の担当部門が行います。また、リスク管理に関する委員会において、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、運用ガイドラインモニタリング結果に関する報告等、その他運用リスクに関する事項について審議し、必要に応じて運用部門に対して是正勧告を行います。

■委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、内部統制に関する外部監査人による報告書の提出を求めるほか、担当部署による委託会社独自の確認作業を実施し、受託会社等の業務状況についてモニタリングを行っています。

※上記体制は2025年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

- ① 収益分配方針
毎月15日（ただし、15日が休業日のときは翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
 - 1）分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
 - 2）分配金額は、委託者が配当等収益を中心に基準価額水準等を勘案して決定します。
 - 3）留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ② 収益分配金の支払い
 - ＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞
原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。
 - ＜分配金受取りコース（一般コース）＞
毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（5）【投資制限】

- ① 約款に定める投資制限
 - ＜フランクリン・テンブルトン 米国政府証券ファンド＞
 - 1）フランクリン・テンブルトン 米国政府証券マザーファンド受益証券以外への投資は約款第17条の範囲内で行います。
 - 2）外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

- 3) 原則として実質的に複数の投資信託証券に投資し、かつ1投資信託証券への実質投資割合は純資産総額の50%を超えないものとします。ただし、約款または規約において、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される（販売会社および運用会社が一時取得する場合を含みます。）ものであることが記載されている投資信託証券を組入れる場合には、純資産総額の50%以上の取得ができるものとします。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、純資産総額の10%以内とします。
- 4) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 5) 公社債の借入れの指図および範囲
 - イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができま
す。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の
指図を行うものとします。
 - ロ) イ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内としま
す。
 - ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資
産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公
社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 6) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合
には、制約されることがあります。
- 7) 外国為替予約の指図
 - イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすること
ができます。
 - ロ) イ)の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額に
つき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属す
る外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなし
た額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純
資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の
為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - ハ) ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当す
る為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- 8) 資金の借入れ
 - イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金
の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的
として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ
（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をも
って有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託
財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日
から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支
払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である
場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有
価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営
業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ニ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜フランクリン・テンプルトン 米国政府証券マザーファンド＞

- 1) 投資信託証券以外への投資は約款第13条の範囲内で行います。
- 2) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 3) 原則として複数の投資信託証券に投資し、かつ1投資信託証券への投資は純資産総額の50%を超え
ないものとします。ただし、約款または規約において、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される
（販売会社および運用会社が一時取得する場合を含みます。）ものであることが記載されている投資
信託証券を組入れる場合には、純資産総額の50%以上の取得ができるものとします。ただし、当該投
資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場
合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、純資産総額の10%以内とします。
- 4) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エク
スポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの純資産総額に対する比率は、原則としてそれ
ぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投
資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 5) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合
には、制約されることがあります。
- 6) 外国為替予約の指図
 - イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすること
ができます。
 - ロ) イ)の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額に
つき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属す
る外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限り
ではありません。
 - ハ) ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当す

る為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

- ② 法令による投資制限
同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）
同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドは、値動きのある資産に投資しますので、基準価額が変動します。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用により生じた利益および損失はすべて投資者の皆様に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。
ファンドは、マザーファンドを通じて投資信託証券への投資を行うことで、実質的に米国高格付け証券を主な投資対象とするため、以下の「主な変動要因」などがファンドの基準価額に影響を及ぼします。

<主な変動要因>

① 価格変動リスク

○有価証券等の価格変動リスク

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、投資信託証券（投資対象ファンド）に投資を行い、投資対象ファンドは主にジニーメイ・パス・スルー証券等の米国高格付け証券などの値動きのある有価証券等を投資対象とします。当ファンドの基準価額は、当ファンドおよび投資対象ファンドが組入れたこれら有価証券等（以下、「組入有価証券等」といいます。）の市場価格の変動による影響を受けます。

○為替変動リスク

外貨建資産への投資を行う場合には、為替相場の変動による影響を受けます。

当ファンドがマザーファンドを通じて投資を行う投資対象ファンドおよびジニーメイ・パス・スルー証券等の米国高格付け証券は米ドル建てです。当ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動の影響を受けます。

② 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、不測の損失を被ることがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額はその影響を受けることがあります。

③ 信用リスク

当ファンドおよび投資対象ファンドが保有する有価証券等の発行体および有価証券等の取引の相手方の経営・財務状況の変化ならびにそれらに関する外部評価の変化等により、損失を被ることがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額はその影響を受けることがあります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

(ご参考) ジニーメイ・パス・スルー証券のリスク

① 金利変動リスク

他の債券同様、ジニーメイ・パス・スルー証券の価格も通常、金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇するといった特性を持っており、金利変動の影響を受けます。

② 米国投資リスク

ジニーメイ・パス・スルー証券は、米国の住宅ローン債権を証券化した債券であるため、米国の経済および市場動向によっては投資成果が影響を受けることがあります。

③ 価格変動リスク

ジニーメイ・パス・スルー証券は、米国政府機関であるジニーメイ（政府抵当金庫）が元利金の期日通りの支払いを保証する債券であるため、一般的に、米国国債と同等の高い信用力を有すると考えられています。しかしながら、そのことは証券価格および利回りが保証されていることを意味するものではありません。また、売却時又は償還時には取得時の価格を下回る可能性があります。

④ 期限前償還リスク

ジニーメイ・パス・スルー証券は、住宅ローンの借換えなどにより、一般的に金利が低下すると期限前償還が増え、逆に金利が上昇すると期限前償還が減少する傾向があります（期限前償還は金利変動の他にも様々な要因によって発生します。）。住宅ローンの借入者から期限前返済を受けた場合、証券発行者は当該期限前返済金を再投資（貸付け）に用いず、それに相応する投資家の、ジニーメイ・パス・スルー証券の持分が証券の期限前に償還されます。したがって、ジニーメイ・パス・スルー証券の期限前償還の増減によって、ジニーメイ・パス・スルー証券の価格も影響を受けます。

<その他の留意点>

① 投資対象ファンド変更の可能性

投資対象ファンドの属する国の法制、税制等の変更があった場合、また当ファンドの資産総額規模等から委託会社が他のファンドを加えることが運用に資すると判断した場合には、ジニーメイ・パス・スルー証券等の米国高格付け証券に投資する投資対象ファンド以外の他のファンドにも投資することがあります。

② 解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市場動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入れを行うことによって当ファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は当ファンドが負担することになります。

③ 当初設定及び償還前の一定期間、大量の追加設定または解約による資金動向の急変時、急激な市場変動が発生もしくは予想されるときは、当ファンドの投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

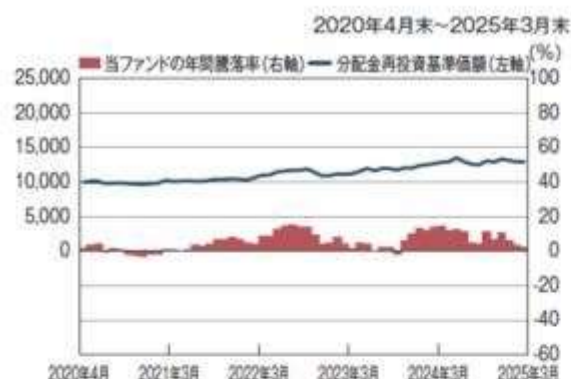
④ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

- ⑤ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- (2) リスク管理体制
委託会社では、運用部門から独立したリスク管理の担当部門が、ファンドのリスク管理を行います。また、リスク管理に関する委員会において、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、運用ガイドラインモニタリング結果に関する報告、その他運用リスクに関する事項について審議し、必要に応じて運用部門に対して是正勧告を行います。
流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
経営委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※上記体制は2025年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

参考情報

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年4月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2020年4月から2025年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

《各資産クラスの指数》

日 本 株…東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先 進 国 株…MSCI KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)

新 興 国 株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日 本 国 債…NOMURA-BPI国債

先 進 国 債…FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新 興 国 債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) は、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース) は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	15.5	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△2.7	△7.1	△7.4	△15.2	△5.5	△6.1	△7.0
平均値	5.7	14.9	22.5	12.7	△2.0	5.3	6.9

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2020年4月から2025年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、申込金額に1.65% (税抜1.5%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

販売会社毎の手数料率等の詳細については、各販売会社にお問い合わせください。

- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料は、ファンド及び関連する投資環境の説明並びに情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、購入時にお支払いいただくものです。

（２）【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

（３）【信託報酬等】

- ① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.77%（税抜0.7%）の率を乗じて得た額とします。
- ② 信託報酬の配分
1) ファンドにかかる信託報酬
信託報酬の配分（税抜）は、以下の通りとします。

各販売会社の純資産残高	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率		
	委託会社	販売会社	受託会社
300億円以下の部分	年0.26%	年0.40%	年0.04%
300億円超500億円以下の部分	年0.21%	年0.45%	
500億円超1,000億円以下の部分	年0.06%	年0.60%	
1,000億円超の部分	年0.02%	年0.64%	

役務の内容	
委託会社	ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、開示資料作成等
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および各種事務手続き等
受託会社	信託財産の管理、委託会社からの指図の実行等

- 2) 投資対象ファンドにかかる運用・管理報酬等
投資対象ファンドの純資産額に年率0.56%～0.69%程度を乗じて得た額とします。
※運用・管理報酬等の料率は投資対象ファンドにより異なります。詳しくは、「第1 ファンドの状況／2 投資方針／（２）投資対象／◆マザーファンドが投資対象とする投資信託証券（投資対象ファンド）の概要」をご覧ください。

- 3) 実質的な負担
当ファンドの信託報酬と投資対象ファンドの運用・管理報酬等を合計した、投資者が実質的に負担する料率は、年率1.33%～1.46%程度（税込）です。
※実際の負担率は、投資対象ファンドの組入比率などにより変動します。
一部の投資対象ファンドにおける管理事務代行報酬、保管銀行報酬等は含まれておりません。

- ③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産にかかるその他諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付にかかる費用）、公告費用、格付費用、受益証券の作成・管理事務に関する費用等をいいます。以下「その他諸費用」といいます。）および当該その他諸費用にかかる消費税等に相当する金額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
- ③ 委託会社は、前記②のその他諸費用（当該その他諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受取ることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかるその他諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額の範囲内で固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
- ④ 前記③においてその他諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内

で変更することができます。

- ⑤ 前記③においてその他諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかるその他諸費用の額は、後記「第2 管理及び運営／3 資産管理等の概要／（4）計算期間」の計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該その他諸費用にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産中より支弁します。
- ⑥ 前記①の諸経費および前記②のその他諸費用は、マザーファンドに関連して生じたその他諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ、委託会社の合理的判断により当ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。
- ⑦ 有価証券の保管に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ⑧ ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引にかかる手数料※は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ※マザーファンドの投資対象ファンドへの投資には、申込手数料はかかりません。
- ⑨ ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

※これらの費用等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当ファンドのお申込時、保有期間中及びご換金時に受益者に直接または間接的にご負担いただく手数料及び費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者の皆さまが当ファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
- ・当ファンドは、NISAの対象ではありません。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

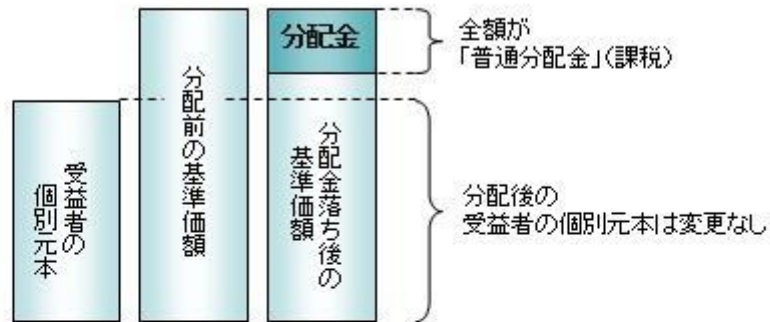
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

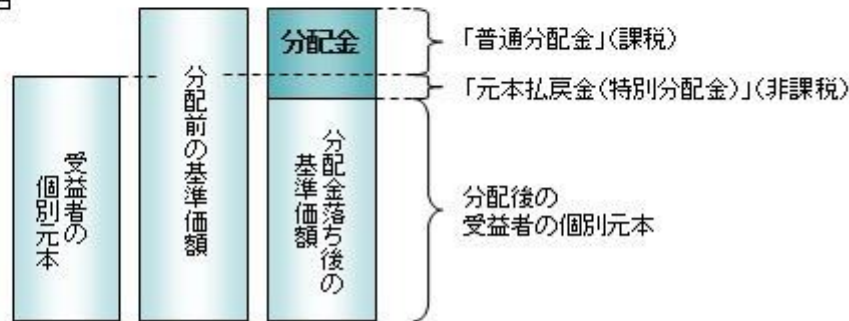
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
 ※上記は2025年3月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

参考情報 ファンドの総経費率

総経費率 (①+②+③)	運用管理費用 の比率①	その他費用 の比率②	投資先ファンド③	
			運用管理費用 の比率	運用管理費用 以外の比率
1.47%	0.77%	0.01%	0.40%	0.29%

※対象期間は2024年9月18日～2025年3月17日です。
 ※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を、対象期間中の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
 ※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
 ※当ファンドの費用と投資先ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。
 ※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

以下は、2025年3月31日現在の運用状況であります。
 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

【フランクリン・テンプルトン 米国政府証券ファンド】

(1)【投資状況】

資産の種類	国名/地域名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	14,137,847,878	99.75
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	34,763,216	0.25
合計(純資産総額)		14,172,611,094	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a.上位３０銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	フランクリン・テンプルトン 米 国政府証券マザーファンド	6,623,804,291	2.1118	13,988,149,901	2.1344	14,137,847,878	99.75

b.種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.75
合計	99.75

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期間末		純資産総額（円）		基準価額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第27特定期間末	（2015年 9月15日）	36,039,223,890	36,412,068,554	8,438	8,522
第28特定期間末	（2016年 3月15日）	31,983,419,511	32,329,124,860	7,948	8,032
第29特定期間末	（2016年 9月15日）	27,787,184,615	28,085,395,241	7,171	7,247
第30特定期間末	（2017年 3月15日）	27,599,175,232	27,880,321,951	7,759	7,835
第31特定期間末	（2017年 9月15日）	25,950,106,051	26,222,117,027	7,490	7,568
第32特定期間末	（2018年 3月15日）	23,119,793,291	23,373,412,346	6,994	7,070
第33特定期間末	（2018年 9月18日）	22,827,118,466	23,068,004,786	7,293	7,368
第34特定期間末	（2019年 3月15日）	21,971,324,866	22,208,440,414	7,364	7,442
第35特定期間末	（2019年 9月17日）	20,743,191,072	20,968,399,728	7,290	7,368
第36特定期間末	（2020年 3月16日）	19,087,681,508	19,299,744,539	7,189	7,267
第37特定期間末	（2020年 9月15日）	18,471,647,720	18,652,963,913	7,183	7,253
第38特定期間末	（2021年 3月15日）	17,920,685,335	18,056,719,052	7,297	7,351
第39特定期間末	（2021年 9月15日）	17,002,866,899	17,132,199,109	7,246	7,300
第40特定期間末	（2022年 3月15日）	16,152,226,105	16,272,228,677	7,435	7,489
第41特定期間末	（2022年 9月15日）	16,826,880,451	16,938,531,199	8,399	8,453
第42特定期間末	（2023年 3月15日）	14,765,290,330	14,869,139,538	7,819	7,873
第43特定期間末	（2023年 9月15日）	15,156,353,906	15,255,954,804	8,381	8,435
第44特定期間末	（2024年 3月15日）	14,982,456,480	15,079,984,793	8,561	8,615
第45特定期間末	（2024年 9月17日）	14,244,380,981	14,335,859,362	8,541	8,595
第46特定期間末	（2025年 3月17日）	14,059,201,836	14,147,300,870	8,768	8,822
2024年 3月末日		15,221,043,699	—	8,784	—
4月末日		15,295,325,553	—	8,908	—

5月末日	15,266,041,616	—	8,954	—
6月末日	15,809,820,113	—	9,341	—
7月末日	15,021,480,155	—	8,939	—
8月末日	14,484,902,739	—	8,664	—
9月末日	14,326,656,569	—	8,609	—
10月末日	14,874,224,014	—	8,994	—
11月末日	14,570,512,736	—	8,868	—
12月末日	14,920,588,121	—	9,158	—
2025年 1月末日	14,576,754,627	—	9,009	—
2月末日	14,260,477,303	—	8,860	—
3月末日	14,172,611,094	—	8,859	—

（注1）分配付の純資産総額及び基準価額は、各特定期間末の純資産総額及び基準価額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額（基準価額については1万口当たり）を加算しております。

（注2）基準価額は1万口当たりの純資産額です。

②【分配の推移】

期	期間	1万口当たりの分配金（円）
第27特定期間	2015年 3月17日～2015年 9月15日	84
第28特定期間	2015年 9月16日～2016年 3月15日	84
第29特定期間	2016年 3月16日～2016年 9月15日	76
第30特定期間	2016年 9月16日～2017年 3月15日	76
第31特定期間	2017年 3月16日～2017年 9月15日	78
第32特定期間	2017年 9月16日～2018年 3月15日	76
第33特定期間	2018年 3月16日～2018年 9月18日	75
第34特定期間	2018年 9月19日～2019年 3月15日	78
第35特定期間	2019年 3月16日～2019年 9月17日	78
第36特定期間	2019年 9月18日～2020年 3月16日	78
第37特定期間	2020年 3月17日～2020年 9月15日	70
第38特定期間	2020年 9月16日～2021年 3月15日	54
第39特定期間	2021年 3月16日～2021年 9月15日	54
第40特定期間	2021年 9月16日～2022年 3月15日	54
第41特定期間	2022年 3月16日～2022年 9月15日	54
第42特定期間	2022年 9月16日～2023年 3月15日	54
第43特定期間	2023年 3月16日～2023年 9月15日	54
第44特定期間	2023年 9月16日～2024年 3月15日	54
第45特定期間	2024年 3月16日～2024年 9月17日	54
第46特定期間	2024年 9月18日～2025年 3月17日	54

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第27特定期間	2015年 3月17日～2015年 9月15日	△0.56
第28特定期間	2015年 9月16日～2016年 3月15日	△4.81
第29特定期間	2016年 3月16日～2016年 9月15日	△8.82

第30特定期間	2016年 9月16日～2017年 3月15日	9.26
第31特定期間	2017年 3月16日～2017年 9月15日	△2.46
第32特定期間	2017年 9月16日～2018年 3月15日	△5.61
第33特定期間	2018年 3月16日～2018年 9月18日	5.35
第34特定期間	2018年 9月19日～2019年 3月15日	2.04
第35特定期間	2019年 3月16日～2019年 9月17日	0.05
第36特定期間	2019年 9月18日～2020年 3月16日	△0.32
第37特定期間	2020年 3月17日～2020年 9月15日	0.89
第38特定期間	2020年 9月16日～2021年 3月15日	2.34
第39特定期間	2021年 3月16日～2021年 9月15日	0.04
第40特定期間	2021年 9月16日～2022年 3月15日	3.35
第41特定期間	2022年 3月16日～2022年 9月15日	13.69
第42特定期間	2022年 9月16日～2023年 3月15日	△6.26
第43特定期間	2023年 3月16日～2023年 9月15日	7.88
第44特定期間	2023年 9月16日～2024年 3月15日	2.79
第45特定期間	2024年 3月16日～2024年 9月17日	0.40
第46特定期間	2024年 9月18日～2025年 3月17日	3.29

（注）収益率は、特定期間末の基準価額（分配付きの額。）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期	設定口数（口）	解約口数（口）
第27特定期間	642,066,206	5,466,737,970
第28特定期間	492,033,419	2,961,668,212
第29特定期間	795,147,057	2,286,738,630
第30特定期間	861,488,938	4,040,291,605
第31特定期間	1,656,595,606	2,579,954,349
第32特定期間	1,049,350,007	2,637,912,436
第33特定期間	523,155,615	2,282,743,447
第34特定期間	657,206,126	2,117,387,664
第35特定期間	330,982,343	1,714,443,843
第36特定期間	533,421,408	2,435,097,355
第37特定期間	680,370,644	1,517,241,031
第38特定期間	833,741,513	1,990,563,510
第39特定期間	922,393,829	2,016,256,468
第40特定期間	188,192,299	1,928,766,661
第41特定期間	261,741,123	1,951,231,907
第42特定期間	137,601,685	1,289,243,123
第43特定期間	146,976,470	945,633,176
第44特定期間	703,172,020	1,287,938,355
第45特定期間	87,595,873	910,359,857
第46特定期間	36,487,823	678,912,695

（注）当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

（参考）

フランクリン・テンプルトン 米国政府証券マザーファンド

投資状況

資産の種類	国名/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	ルクセンブルク	4,140,145,303	29.28
	バミューダ	9,893,186,795	69.98
	小計	14,033,332,098	99.26
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	104,217,070	0.74
合計(純資産総額)		14,137,549,168	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 上位30銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	バミュー ダ	投資証券	フランクリン・テンプルトン U.S.ガバメント・セキュリティー ズII・ファンド	7,876,941.766	1,248.49	9,834,298,778	1,255.96	9,893,186,795	69.98
2	ルクセン ブルク	投資証券	フランクリン・テンプルトン・イ ンベストメント・ファンズ - フ ランクリン U.S.ガバメント・ ファンド Class I (Mdis)	3,527,334.437	1,166.25	4,113,774,950	1,173.73	4,140,145,303	29.28

（注）2025年3月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

b. 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
投資証券	99.26
合計	99.26

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《参考情報》

運用実績

基準価額・純資産の推移（過去10年間）



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

※分配金再投資基準価額は税引前分配金を再投資したものと計算しています。

基準価額・純資産総額

基準価額	純資産総額
8,859円	142億円

分配の推移

2024年11月	9円
2024年12月	9円
2025年1月	9円
2025年2月	9円
2025年3月	9円
直近1年間累計	108円
設定以来累計	5,332円

※分配金は1万口当たり、税引前

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況（フランクリン・テンブルトン 米国政府証券マザーファンド）

資産構成比率

投資対象ファンド	99.3%
フランクリンU.S.ガバメント・セキュリティーズ・ファンド	—
フランクリンU.S.ガバメント・ファンド	29.3%
フランクリン・テンブルトンU.S.ガバメント・セキュリティーズII・ファンド	70.0%
コール・ローン等	0.7%
計	100.0%

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する投資比率であり、四捨五入して表示しております。

※当ファンドにおけるマザーファンドの組入比率：99.8%

組入ファンドの状況（2025年3月末日現在（現地））

フランクリン U.S.ガバメント・ファンド

種類別組入比率

種類	比率(%)
ジニーメイ・パス・スルー証券	94.79
短期金融商品その他	5.21
合計	100.00

その他投資資産	比率(%)
先物等	△0.01

組入上位10銘柄

銘柄	比率(%)
GNMA II, SF, 3.50%, 09/20/2047	5.61
GNMA, 2.50%, 08/20/2051	4.25
GNMA II, SF, 2.50%, 06/20/2050	3.66
GNMA, 2.00%, 08/20/2051	3.54
GNMA, 2.50%, 10/20/2051	3.05
GNMA, 6.00%, 02/20/2055	2.92
GNMA, 2.50%, 03/20/2052	2.73
GNMA II, SF, 2.00%, 01/20/2051	2.67
GNMA, 2.50%, 07/20/2051	2.33
GNMA, 4.50%, 08/20/2054	2.24

※比率はフランクリン U.S.ガバメント・ファンドの純資産総額に対する投資比率であり、四捨五入して表示しております。

※未決済の先渡し取引がある場合、比率が100%を超えることがあります。

ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況等は、別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

フランクリン・テンプルトン U.S.ガバメント・セキュリティーズⅡ・ファンド

種類別組入比率

種類	比率(%)
ジニーメイ・バス・スルー証券	94.65
短期金融商品その他	5.35
合計	100.00

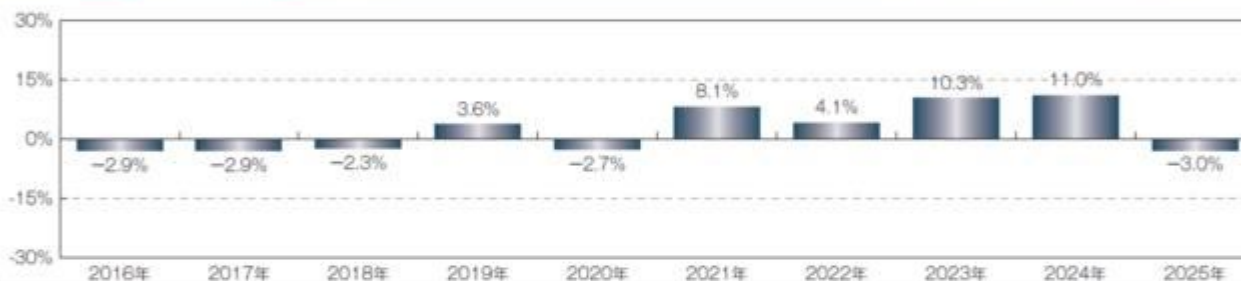
組入上位10銘柄

銘柄	比率(%)
GNMA, 2.50%, 01/20/2052	6.68
GNMA, 3.00%, 10/20/2051	3.88
GNMA II, SF, 3.50%, 09/20/2047	3.65
GNMA II, SF, 3.50%, 11/20/2047	3.31
GNMA, 2.00%, 08/20/2051	3.14
GNMA, 2.50%, 07/20/2051	3.11
GNMA, 5.50%, 09/20/2054	2.66
GNMA, 5.00%, 09/20/2054	2.64
GNMA, 2.50%, 10/20/2051	2.60
GNMA, 2.50%, 09/20/2051	2.35

※比率はフランクリン・テンプルトン U.S.ガバメント・セキュリティーズⅡ・ファンドの純資産総額に対する投資比率であり、四捨五入して表示しております。

※未決済の先渡し取引がある場合、比率が100%を超えることがあります。

年間収益率の推移 (暦年ベース)



※ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※ファンドにベンチマークはありません。

※2025年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況等は、別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。
- (2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

※販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

(5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・ニューヨーク証券取引所の休業日

・ニューヨークの銀行の休業日

(6) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

※＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(7) 申込単位

1口の整数倍で販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9) 受付の中止および取消

委託会社は、証券取引所[※]における取引の停止、外国為替取引の停止、信託財産の適正な評価ができな
いと委託者が判断したときなどやむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止することが
できます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロ
に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取
引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証
券取引所」といいます。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・ニューヨーク証券取引所の休業日

・ニューヨークの銀行の休業日

(4) 解約制限

ありません。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社

ホームページアドレス：<https://www.franklintempleton.co.jp>

電話番号：03-5219-5940

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1口の整数倍で販売会社が定める単位とします。

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、信託財産の適正な評価ができないと委託者が判断したときなどやむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することができません。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

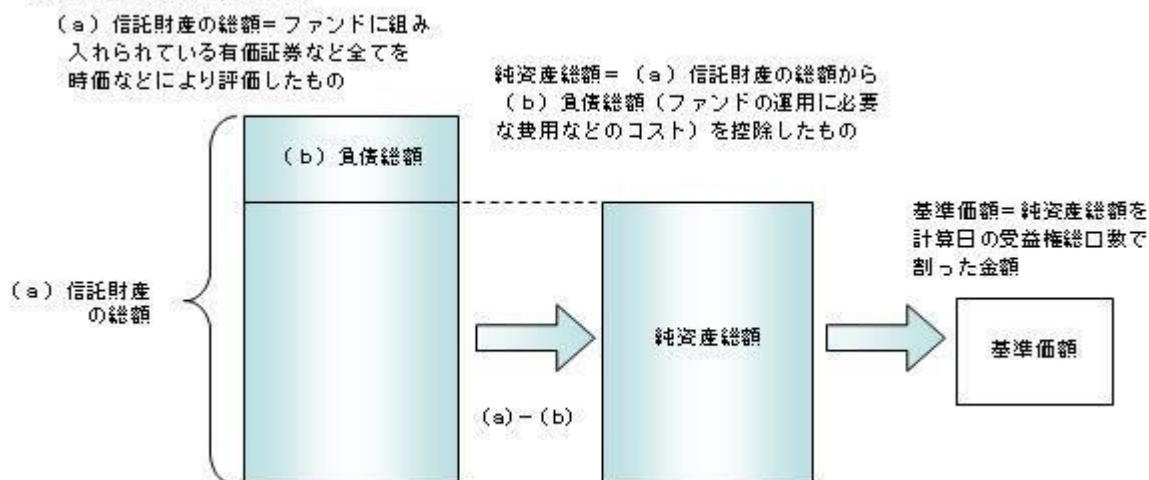
3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。
- <主な資産の評価方法>
 - ◇マザーファンド受益証券
基準価額計算日の基準価額で評価します。
 - ◇投資信託証券
原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
 ホームページアドレス：<https://www.franklintempleton.co.jp>
 電話番号：03-5219-5940
 受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします（2002年3月26日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

毎月16日から翌月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

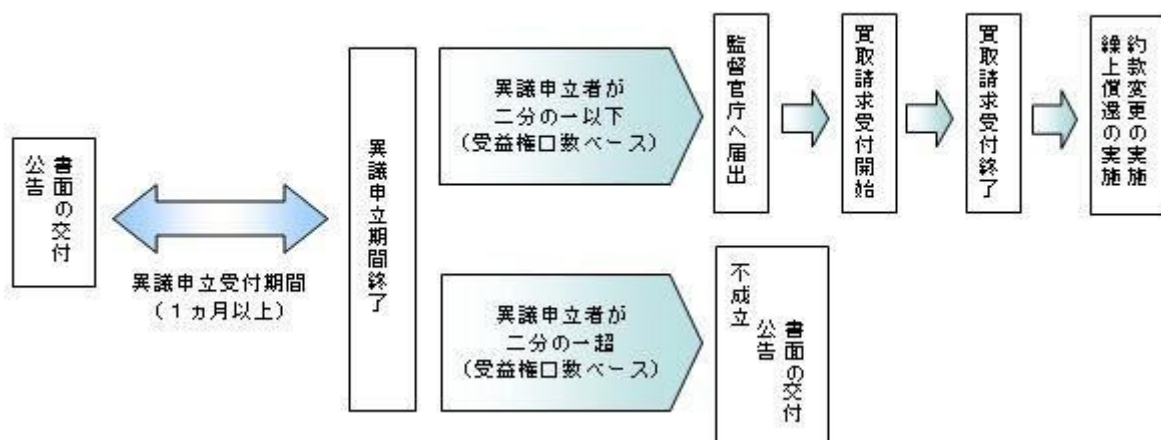
③ 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④ 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

＜繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ＞



⑤ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（3月、9月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス：<https://www.franklintempleton.co.jp>

- ⑦ 関係法人との契約について
販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金・償還金受領権
・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2) 解約請求権
受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。
- (3) 帳簿閲覧権
受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2）当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- （3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2024年 9月18日から2025年 3月17日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【フランクリン・テンプルトン 米国政府証券ファンド】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)		
	前期 2024年 9月17日現在	当期 2025年 3月17日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	218,220,439	106,896,619
親投資信託受益証券	14,066,425,113	13,988,149,901
未収利息	1,177	1,310
流動資産合計	14,284,646,729	14,095,047,830
資産合計	14,284,646,729	14,095,047,830
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	15,009,577	14,431,394
未払解約金	15,050,755	13,039,853
未払受託者報酬	577,781	478,374
未払委託者報酬	9,533,321	7,893,153
その他未払費用	94,314	3,220
流動負債合計	40,265,748	35,845,994
負債合計	40,265,748	35,845,994
純資産の部		
元本等		
元本	16,677,307,878	16,034,883,006
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,432,926,897	△1,975,681,170
（分配準備積立金）	2,441,695,815	2,461,588,133
元本等合計	14,244,380,981	14,059,201,836
純資産合計	14,244,380,981	14,059,201,836
負債純資産合計	14,284,646,729	14,095,047,830

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2024年 3月16日 至 2024年 9月17日	当期 自 2024年 9月18日 至 2025年 3月17日
営業収益		
受取利息	71,129	200,425
有価証券売買等損益	145,432,068	532,224,788
営業収益合計	145,503,197	532,425,213
営業費用		
支払利息	1,662	-
受託者報酬	3,397,033	3,187,659
委託者報酬	56,050,988	52,596,342
その他費用	531,588	366,433
営業費用合計	59,981,271	56,150,434
営業利益又は営業損失（△）	85,521,926	476,274,779
経常利益又は経常損失（△）	85,521,926	476,274,779
当期純利益又は当期純損失（△）	85,521,926	476,274,779
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	3,335,993	△1,053,578
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△2,517,615,382	△2,432,926,897
剰余金増加額又は欠損金減少額	103,576,803	72,021,236
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	103,576,803	72,021,236
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,595,870	4,004,832
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,595,870	4,004,832
分配金	91,478,381	88,099,034
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,432,926,897	△1,975,681,170

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 自 2024年 9月18日 至 2025年 3月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	特定期間末日の取扱い 2024年 9月15日及びその翌日が休日のため、前特定期間末日は2024年 9月17日としております。また、2025年 3月15日及びその翌日が休日のため、当特定期間末日は2025年 3月17日としております。このため、当特定期間は181日となっております。

(未適用の会計基準等に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 2024年 9月17日現在	当期 2025年 3月17日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 16,677,307,878口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 16,034,883,006口
2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 2,432,926,897円	2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 1,975,681,170円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 0.8541円 (一万口当たり純資産額) (8,541円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 0.8768円 (一万口当たり純資産額) (8,768円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期 自 2024年 3月16日 至 2024年 9月17日	当期 自 2024年 9月18日 至 2025年 3月17日
分配金の計算過程	2024年 3月16日から 2024年 4月15日までの 計算期間	2024年 9月18日から 2024年10月15日までの 計算期間
費用控除後の配当等収益額	40,335,019円	35,356,971円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	114,692,784円	－円
収益調整金額	491,500,379円	482,851,191円
分配準備積立金額	1,512,747,148円	2,431,560,937円
当ファンドの分配対象収益額	2,159,275,330円	2,949,769,099円
当ファンドの期末残存口数	17,274,148,561口	16,613,201,236口
1万口当たり収益分配対象額	1,249.96円	1,775.55円
1万口当たり分配金額	9.00円	9.00円
収益分配金金額	15,546,733円	14,951,881円
	2024年 4月16日から 2024年 5月15日までの 計算期間	2024年10月16日から 2024年11月15日までの 計算期間
費用控除後の配当等収益額	42,949,751円	41,934,382円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	431,338,343円	－円
収益調整金額	488,848,113円	480,047,550円
分配準備積立金額	1,632,725,226円	2,431,630,098円
当ファンドの分配対象収益額	2,595,861,433円	2,953,612,030円
当ファンドの期末残存口数	17,095,174,671口	16,482,163,598口
1万口当たり収益分配対象額	1,518.45円	1,791.99円
1万口当たり分配金額	9.00円	9.00円
収益分配金金額	15,385,657円	14,833,947円
	2024年 5月16日から 2024年 6月17日までの 計算期間	2024年11月16日から 2024年12月16日までの 計算期間
費用控除後の配当等収益額	40,448,933円	31,154,223円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	238,753,694円	－円
収益調整金額	486,221,432円	476,984,840円
分配準備積立金額	2,075,446,042円	2,438,809,770円

当ファンドの分配対象収益額	2,840,870,101円	2,946,948,833円
当ファンドの期末残存口数	16,970,529,190口	16,353,243,603口
1万口当たり収益分配対象額	1,673.97円	1,802.04円
1万口当たり分配金額	9.00円	9.00円
収益分配金金額	15,273,476円	14,717,919円
	2024年 6月18日から 2024年 7月16日まで の計算期間	2024年12月17日から 2025年 1月15日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	38,752,343円	39,346,866円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	100,301,897円	－円
収益調整金額	483,776,087円	474,852,635円
分配準備積立金額	2,322,317,950円	2,440,081,438円
当ファンドの分配対象収益額	2,945,148,277円	2,954,280,939円
当ファンドの期末残存口数	16,853,361,769口	16,256,757,873口
1万口当たり収益分配対象額	1,747.49円	1,817.25円
1万口当たり分配金額	9.00円	9.00円
収益分配金金額	15,168,025円	14,631,082円
	2024年 7月17日から 2024年 8月15日まで の計算期間	2025年 1月16日から 2025年 2月17日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	29,038,347円	30,760,600円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	485,868,536円	472,407,606円
分配準備積立金額	2,430,034,263円	2,447,501,017円
当ファンドの分配対象収益額	2,944,941,146円	2,950,669,223円
当ファンドの期末残存口数	16,772,125,820口	16,147,568,736口
1万口当たり収益分配対象額	1,755.83円	1,827.29円
1万口当たり分配金額	9.00円	9.00円
収益分配金金額	15,094,913円	14,532,811円
	2024年 8月16日から 2024年 9月17日まで の計算期間	2025年 2月18日から 2025年 3月17日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	27,376,024円	31,079,327円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	483,958,557円	470,722,252円
分配準備積立金額	2,429,329,368円	2,444,940,200円
当ファンドの分配対象収益額	2,940,663,949円	2,946,741,779円
当ファンドの期末残存口数	16,677,307,878口	16,034,883,006口
1万口当たり収益分配対象額	1,763.24円	1,837.69円
1万口当たり分配金額	9.00円	9.00円
収益分配金金額	15,009,577円	14,431,394円

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2024年 3月16日 至 2024年 9月17日	当期 自 2024年 9月18日 至 2025年 3月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、投資証券の価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、以下の事項について審議を行い、運用本部に必要な勧告または是正を命じます。 1. パフォーマンス評価 2. リスク分析 3. 運用ガイドラインチェック 4. その他運用リスクに関する事項に関する報告や承認等	同左

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	---	----

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 自 2024年 3月16日 至 2024年 9月17日	当期 自 2024年 9月18日 至 2025年 3月17日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の移動

項目	前期 自 2024年 3月16日 至 2024年 9月17日	当期 自 2024年 9月18日 至 2025年 3月17日
期首元本額	17,500,071,862円	16,677,307,878円
期中追加設定元本額	87,595,873円	36,487,823円
期中解約元本額	910,359,857円	678,912,695円

2 有価証券関係 売買目的有価証券

種類	前期 2024年 9月17日現在	当期 2025年 3月17日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△386,185,927	△179,505,097
合計	△386,185,927	△179,505,097

3 デリバティブ取引関係 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	日本円	フランクリン・テンブルトン 米国政府証券マザーファンド	6,623,804,291	13,988,149,901	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：99.5%	6,623,804,291	13,988,149,901 100.0%	
	合計			13,988,149,901	

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「フランクリン・テンプルトン 米国政府証券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「フランクリン・テンプルトン 米国政府証券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。また、フランクリン・テンプルトン 米国政府証券マザーファンドの計算期間は当ファンドの計算期間とは異なり、毎年3月16日から翌年3月15日までであります。

フランクリン・テンプルトン 米国政府証券マザーファンド

貸借対照表

	(単位：円)	
	2024年 9月17日現在	2025年 3月17日現在
資産の部		
流動資産		
預金	96,082,683	103,744,591
投資証券	13,970,161,286	13,884,639,471
未収配当金	-	14,126,639
流動資産合計	14,066,243,969	14,002,510,701
資産合計	14,066,243,969	14,002,510,701
負債の部		
流動負債		
未払金	-	14,126,640
流動負債合計	-	14,126,640
負債合計	-	14,126,640
純資産の部		
元本等		
元本	6,908,513,881	6,623,804,291
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	7,157,730,088	7,364,579,770
元本等合計	14,066,243,969	13,988,384,061
純資産合計	14,066,243,969	13,988,384,061
負債純資産合計	14,066,243,969	14,002,510,701

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年 9月18日 至 2025年 3月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における貸借対照表作成日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資証券 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

4.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。
------------------------	---

（未適用の会計基準等に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

2024年 9月17日現在		2025年 3月17日現在	
1. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数	6,908,513,881口	1. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数	6,623,804,291口
2. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの一口当たり純資産額（一万口当たり純資産額）	2.0361円 (20,361円)	2. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの一口当たり純資産額（一万口当たり純資産額）	2.1118円 (21,118円)

（金融商品に関する注記）
I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年 3月16日 至 2024年 9月17日	自 2024年 9月18日 至 2025年 3月17日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、投資証券の価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、投資証券の価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。為替予約取引は為替変動リスクを有しております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、以下の事項について審議を行い、運用本部に必要な勧告または是正を命じます。 1.パフォーマンス評価 2.リスク分析 3.運用ガイドラインチェック 4.その他運用リスクに関する事項に関する報告や承認等	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	自 2024年 3月16日 至 2024年 9月17日	自 2024年 9月18日 至 2025年 3月17日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2.時価の算定方法	投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
-----------	--	----

（その他の注記）
1 元本の移動等

項目	自 2024年 3月16日 至 2024年 9月17日	自 2024年 9月18日 至 2025年 3月17日
開示対象ファンドの期首における当該ファンドの元本額	7,365,235,608円	6,908,513,881円
同期中における追加設定元本額	－円	－円
同期中における解約元本額	456,721,727円	284,709,590円
元本の内訳		
フランクリン・テンプルトン 米国政府証券 ファンド	6,908,513,881円	6,623,804,291円
計	6,908,513,881円	6,623,804,291円

2 有価証券関係
売買目的有価証券

種類	2024年 9月17日現在	2025年 3月17日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	660,117,336	177,764,710
合計	660,117,336	177,764,710

3 デリバティブ取引関係
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

附属明細表

第 1 有価証券明細表
①株式
該当事項はありません。

②株式以外の有価証券
次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	米ドル	フランクリン・テンブルトン U.S. ガバメント・セキュリティーズⅡ・ファンド	7,876,941.766	65,772,463.74	
		フランクリン・テンブルトン・インベストメント・ファンズ - フランクリン U.S.ガバメント・ファンド Class I (Mdis)	3,527,334.437	27,513,208.60	
	小計	銘柄数：2	11,404,276.203	93,285,672.34 (13,884,639,471)	
		組入時価比率：99.3%		100.0%	
合計 (外貨建証券の邦貨換算額)				13,884,639,471 (13,884,639,471)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。
(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下は、2025年3月31日現在のファンドの状況であります。

【フランクリン・テンプルトン 米国政府証券ファンド】

【純資産額計算書】

I 資産総額	14,183,264,707円
II 負債総額	10,653,613円
III 純資産総額（I－II）	14,172,611,094円
IV 発行済口数	15,998,598,357口
V 1万口当たり純資産額 （III／IV×10,000）	8,859円

（参考）

フランクリン・テンプルトン 米国政府証券マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	14,137,549,168円
II 負債総額	－円
III 純資産総額（I－II）	14,137,549,168円
IV 発行済口数	6,623,804,291口
V 1万口当たり純資産額 （III／IV×10,000）	21,344円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。
- (2) 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- (3) 譲渡制限の内容
① 譲渡制限はありません。
② 受益権の譲渡
・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- ③ 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- (5) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法

令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

- (1) 資本金の額（2025年3月末現在）
- ① 資本金の額 : 1,000百万円
 - ② 委託会社が発行する株式総数 : 100,000株
 - ③ 発行済株式総数 : 78,270株
 - ④ 最近5年間ににおける主な資本金の額の増減 : 該当事項はありません。
- (2) 委託会社の機構（2025年3月末現在）
- ① 経営の意思決定機構
3名以上の取締役が、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任については、累積投票を行いません。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。取締役会は、取締役の中から1名以上の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から社長を選定します。取締役会は、取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができます。取締役会は社長が招集し、議長となります。ただし、社長が取締役会を招集することができずまたは招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集します。取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の前日までに発します。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集通知を省略または招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他委託会社の業務執行に関する重要な事項について決議します。
 - ② 運用の意思決定機構
組織規則においてファンドの運用に係する部署を規定しており、証券投資信託委託業務にかかる業務運営規程において、証券投資信託にかかわる信託財産の運用に関し、基本的な事項を定めております。運用部門及び関連部署の代表で構成される社内委員会が開催され、各ファンドの運用状況の報告のほか、その他運用に関する事項について審議します。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、投資運用業を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

2025年3月末現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	68	960,365
単位型株式投資信託	9	25,042
合計	77	985,408

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。
- 財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度（2023年10月1日から2024年9月30日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第26期事業年度 (2023年9月30日)	第27期事業年度 (2024年9月30日)
資 産 の 部		
流動資産		

現金及び預金	2,272,777	2,628,702
前払費用	76,374	85,084
未収委託者報酬	684,148	879,102
未収運用受託報酬	1,453,381	1,327,959
未収投資助言報酬	1,466	1,364
その他未収収益	7,119	9,449
未収入金	1,113,382	623,890
立替金	-	300,010
流動資産計	5,608,650	5,855,563
固定資産		
有形固定資産	※1	※1
建物	35,247	18,313
器具備品	21,389	28,842
有形固定資産計	56,636	47,155
無形固定資産		
ソフトウェア	3,336	2,099
無形固定資産計	3,336	2,099
投資その他の資産		
投資有価証券	9,285	9,285
長期差入保証金	24,520	25,000
繰延税金資産	152,113	190,037
投資その他の資産計	185,918	224,322
固定資産計	245,891	273,578
資産合計	5,854,541	6,129,142

(単位：千円)

	第26期事業年度 (2023年9月30日)	第27期事業年度 (2024年9月30日)
負 債 の 部		
流動負債		
預り金	36,486	27,891
未払金	502,217	638,926
未払手数料	176,057	198,125
未払消費税等	31,593	89,846
その他未払金	294,566	350,954
未払費用	1,595,100	1,234,103
賞与引当金	136	100
未払法人税等	62,524	181,646
前受金	62,622	57,707
流動負債計	2,259,086	2,140,377
固定負債		
退職給付引当金	115,559	165,130
その他固定負債	19,579	19,579
固定負債計	135,138	184,709
負債合計	2,394,225	2,325,087
純 資 産 の 部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	226,405	226,405
その他資本剰余金	647,958	647,958
資本剰余金計	874,364	874,364
利益剰余金		
利益準備金	23,594	23,594
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,562,358	1,906,096
利益剰余金計	1,585,952	1,929,690
株主資本合計	3,460,316	3,804,054

純資産合計	3,460,316	3,804,054
負債純資産合計	5,854,541	6,129,142

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第26期事業年度 (自 2022年10月 1日 至 2023年9月30日)	第27期事業年度 (自 2023年10月 1日 至 2024年9月30日)
営業収益		
委託者報酬	7,358,162	7,769,165
運用受託報酬	3,028,882	2,535,828
業務受託報酬	4,271,754	5,059,679
投資助言報酬	3,448	2,976
その他営業収益	12,479	13,257
営業収益計	14,674,727	15,380,908
営業費用		
支払手数料	2,537,138	2,569,577
広告宣伝費	48,333	118,476
調査費	7,777,396	7,633,776
調査費	231,671	208,146
委託調査費	7,544,093	7,424,597
図書費	1,631	1,032
委託計算費	471,741	499,986
営業雑経費	138,205	144,813
通信費	20,923	31,335
印刷費	100,692	103,196
協会費	15,279	9,340
諸会費	1,310	942
営業費用計	10,972,815	10,966,631
一般管理費		
給料	1,616,772	1,825,168
役員報酬	79,109	139,653
給料・手当	1,182,539	1,276,044
賞与	354,986	409,369
賞与引当金繰入	136	100
交際費	5,999	12,098
旅費交通費	26,456	27,501
租税公課	61,492	70,298
不動産賃借料	201,313	201,057
退職給付費用	98,516	101,851
固定資産減価償却費	26,920	29,627
業務委託費	925,938	1,307,045
諸経費	265,969	290,879
一般管理費計	3,229,379	3,865,528
営業利益	472,532	548,748

(単位：千円)

	第26期事業年度 (自 2022年10月 1日 至 2023年9月30日)	第27期事業年度 (自 2023年10月 1日 至 2024年9月30日)
営業外収益		
受取利息	55	93
受取配当金	1,438	1,687
還付加算金	1,028	-
為替差益	57,449	-
投資有価証券売却益	-	114

雑収益	55	-
営業外収益計	60,026	1,895
営業外費用		
投資有価証券売却損	77	-
為替差損	-	9,934
雑損失	138	10,517
営業外費用計	216	20,452
経常利益	532,342	530,191
特別損失		
固定資産除却損	353	-
特別損失計	353	-
税引前当期純利益	531,988	530,191
法人税、住民税及び事業税	159,815	224,377
法人税等調整額	8,746	△37,924
法人税等合計	168,561	186,453
当期純利益	363,426	343,738

(3) 【株主資本等変動計算書】

第26期事業年度（自 2022年10月 1日 至 2023年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本 剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
						繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,000,000	226,405	647,958	874,364	23,594	2,598,931	2,622,525	4,496,889	4,496,889
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△1,400,000	△1,400,000	△1,400,000	△1,400,000
当期純利益	-	-	-	-	-	363,426	363,426	363,426	363,426
株主資本以外 の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△1,036,573	△1,036,573	△1,036,573	△1,036,573
当期末残高	1,000,000	226,405	647,958	874,364	23,594	1,562,358	1,585,952	3,460,316	3,460,316

第27期事業年度（自 2023年10月 1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本 剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
						繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,000,000	226,405	647,958	874,364	23,594	1,562,358	1,585,952	3,460,316	3,460,316
当期変動額									
剰余金の配 当	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	343,738	343,738	343,738	343,738
株主資本以外 の当期変動 額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

当期変動額合計	-	-	-	-	-	343,738	343,738	343,738	343,738
当期末残高	1,000,000	226,405	647,958	874,364	23,594	1,906,096	1,929,690	3,804,054	3,804,054

[注記事項]

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6年～18年 器具備品 2年～15年 (2) 無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額のうち当事業年度末までの期間に係る部分の金額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合用支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準 5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、業務受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 収益は次の5つのステップを適用し認識しております。 ステップ1：顧客との契約を識別する。 ステップ2：契約における履行義務を識別する。 ステップ3：取引価額を算定する。 ステップ4：契約における履行義務に取引価額を配分する。 ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。 委託者報酬は投資信託の信託約款に基づきファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成等の履行義務を負っており、日々の運用ファンドの純資産総額に各報酬率を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間において日々充足されると判断し、運用期間に渡り収益として認識しております。 運用受託報酬は対象顧客との投資一任契約に基づき投資一任業務の履行義務を負っており、口座の計算期間における日次又は月次の受託資産の時価平均に、契約書に記載された一定の報酬率（もしくは段階報酬率）を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間に渡り日々充足されると判断し、サービス提供期間に渡り収益として認識しております。 成功報酬は対象顧客との投資一任契約に基づき特定のベンチマーク又はその他のパフォーマンス目標を上回る運用履行義務を負っており、口座の計算期間における日次又は月次の受託資産の時価平均に、契約書に記載された成功報酬率を乗じて算出されます。当該履行義務は口座の計算期間末において充足され、期末時点で将来著しい減額が発生しない可能性が高いと見込まれた時点で収益として認識しております。 投資助言報酬は対象顧客との投資助言契約に基づき投資助言業務の履行義務を負っており、口座の計算期間における日次又は月次の受託資産の時価平均に、契約書に記載された一定の報酬率（もしくは段階報酬率）を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間に渡り日々充足されると判断しサービス提供期間に渡り収益として認識しております。 業務受託報酬は、当社の関係会社とのサービス契約書に基づき営業・マーケティング・オペレーショナル・アドミニストレーションなどのサポートを提供する履行義務を負っており、月々の実際の費用額にグループ全体で適用されている移転価格税制ポリシーで定められたマークアップが加算されて算出されます。当該履行義務はサービス期間に渡り充足されると判断しサービス提供期間に渡り収益として認識しております。 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 (1)消費税等の会計処理 固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の費用として処理しております。
---	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを認識していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表関係）

第26期事業年度 (2023年9月30日)	第27期事業年度 (2024年9月30日)
※1 固定資産の減価償却累計額 建物 336,259千円 器具備品 132,739千円	※1 固定資産の減価償却累計額 建物 353,194千円 器具備品 142,763千円

（株主資本等変動計算書関係）

第26期事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	78,270	—	—	78,270

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,400,000	17,886.8	2023年 3月31日	2023年 6月23日

第27期事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	78,270	—	—	78,270

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第26期事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	第27期事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不 能のものに係る未経過リース料 1年以内 152,300千円 1年超 114,225千円 合計 266,525千円	オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不 能のものに係る未経過リース料 1年以内 114,225千円 1年超 -千円 合計 114,225千円

(金融商品関係)

第26期事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務・投資助言業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、機関投資家営業部業務マニュアルに従い、機関投資

家営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 長期差入保証金	24,520	24,520	—
資産計	24,520	24,520	—

（注）1.

(1) 現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(3) その他未払金、未払手数料、未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

（注）2. 市場価額のない株式等は、表には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

（注）3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内
長期差入保証金	—	24,520
合計	—	24,520

3. 金融商品の時価等のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価額により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債以外の金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	—	24,520	—	24,520

（注1） 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金
 長期差入保証金の時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

なお、「金融商品関係」の「2. 金融商品の時価等に関する事項」の(注)1に記載の通り、短期間で決済され、時価が帳簿価額にほぼ等しい金融資産及び金融負債は注記を省略しております。

第27期事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務・投資助言業務を行っております。
 資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。
 なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。
 営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。
 預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、機関投資家営業部業務マニュアルに従い、機関投資家営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。
 また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 長期差入保証金	25,000	25,000	—
資産計	25,000	25,000	—

（注）1.

(1) 現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬
 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(3) その他未払金、未払手数料、未払費用
 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(注) 2.市場価額のない株式等は、表には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

(単位：千円)	
区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)		
	1年以内	1年超5年以内
長期差入保証金	—	25,000
合計	—	25,000

3. 金融商品の時価等のレベルごとの内訳等に関する事項
 金融商品の時価 を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。
 レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価額により算定した時価
 レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
 レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債以外の金融資産及び金融負債

(単位：千円)				
区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	—	25,000	—	25,000

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金
 長期差入保証金の時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

なお、「金融商品関係」の「2. 金融商品の時価等に関する事項」の(注)1に記載の通り、短期間で決済され、時価が帳簿価額にほぼ等しい金融資産及び金融負債は注記を省略しております。

(有価証券関係)

第26期事業年度 (2023年9月30日)		第27期事業年度 (2024年9月30日)	
1. 当事業年度中に売却したその他有価証券 投資信託受益証券		1. 当事業年度中に売却したその他有価証券 投資信託受益証券	
売却額	922千円	売却額	1,114千円
売却損の合計額	77千円	売却益の合計額	114千円

（退職給付関係）

第26期事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を併用しております。退職一時金制度では、基準給与に一定の割合を乗じた額を積み立て、一時金として支給します。退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債並びに退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	62,893千円
退職給付費用	60,511千円
退職給付の支払額	△7,845千円
退職給付引当金の期末残高	<u>115,559千円</u>

(2) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	60,511千円
----------------	----------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、38,005千円であります。

第27期事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を併用しております。退職一時金制度では、基準給与に一定の割合を乗じた額を積み立て、一時金として支給します。退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債並びに退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	115,559千円
退職給付費用	64,396千円
退職給付の支払額	△14,824千円
退職給付引当金の期末残高	<u>165,130千円</u>

(2) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	64,396千円
----------------	----------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、37,455千円であります。

（税効果会計関係）

第26期事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別内訳

	千円
繰延税金資産	
退職給付引当金	35,384
未払費用	54,154
未払金	90,238
有価証券評価損	27,776
長期差入保証金	44,857
繰延資産償却超過	417
未払事業税	9,194
その他	4,675
繰延税金資産小計	266,697
評価性引当額	△114,584
繰延税金資産合計	152,113

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	30.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8
住民税均等割	0.7
過年度法人税等戻入額	△0.3
評価性引当金	2.0
その他	△4.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.6

第27期事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	千円
繰延税金資産	
退職給付引当金	50,562
未払費用	56,013
未払金	107,430
有価証券評価損	27,776
長期差入保証金	44,857
繰延資産償却超過	-
未払事業税	15,441
その他	10,346
繰延税金資産小計	312,429
評価性引当額	△122,392
繰延税金資産合計	190,037

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	30.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8
住民税均等割	0.7
過年度法人税等戻入額	-
評価性引当金	1.4
その他	△0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.1

（資産除去債務関係）

第26期事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で賃室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を75ヶ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積み、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首における資産除去債務認識額	146,496千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円
その他増減額（△は減少）	- 千円
期末における資産除去債務認識額	146,496千円

第27期事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で賃室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を75ヶ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積み、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首における資産除去債務認識額	146,496千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円
その他増減額（△は減少）	- 千円
期末における資産除去債務認識額	146,496千円

（セグメント情報等関係）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第26期事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 委託業務	投資一任業務	投資助言業務	業務の受託	その他	合計
外部顧客 への営業 収益	7,358,162	3,028,882	3,448	4,271,754	12,479	14,674,727

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

	日本	ルクセンブルグ	米国	その他	合計
委託者報酬	7,358,162	—	—	—	7,358,162
運用受託報酬	2,990,091	—	2,549	36,241	3,028,882
投資助言報酬	3,448	—	—	—	3,448
業務受託報酬	—	2,068,816	2,202,938	—	4,271,754

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
フランクリン テンプルトン カンパニーズ エルエルシー	2,202,935
フランクリン・templton・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	2,006,292
フランクリン テンプルトン インターナショナル サービスS.A.R.L.	2,054,094

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第26期事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第26期事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報

第26期事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

第27期事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 委託業務	投資一任業務	投資助言業務	業務の受託	その他	合計
外部顧客への営業収益	7,769,165	2,535,828	2,976	5,059,679	13,257	15,380,908

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

	日本	ルクセンブルグ	米国	その他	合計
委託者報酬	7,769,165	—	—	—	7,769,165

運用受託報酬	2,501,342	—	486	33,999	2,535,828
投資助言報酬	2,976	—	—	—	2,976
業務受託報酬	—	2,323,893	2,735,786	—	5,059,679

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)	
顧客の名称	営業収益
フランクリン テンプルトン カンパニーズ エルエルシー	2,735,450
フランクリン・テンプルトン・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	1,867,165
フランクリン テンプルトン インターナショナル サービスS.A.R.L.	2,323,893

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第27期事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第27期事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報

第27期事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

第26期事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、注記事項（セグメント情報等関係）の「関連情報」、「2.地域ごとの情報」（1）営業収益に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針の4.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

第27期事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、注記事項（セグメント情報等関係）の「関連情報」、「2.地域ごとの情報」（1）営業収益に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針の4.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

(関連当事者情報)

第26期事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
親会社	フランクリン リソーシズ インク	米国 デラウェア州	50.2 百万 米ドル	持株会社	(被所有) 間接 100%	業務委託 関係	本部共通 経費の支払 (注2)	5,148	未払 費用	74,739

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ エルエルシー	米国 カリフォルニア 州	-	金融業	—	役員の兼任 業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	885,346	未払 費用	81,734
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ ピーティーワイ・ リミテッド	オーストラリア ビクトリア州	-	金融業	—	業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	915,336	未払 費用	77,488
同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・ グローバル・インベ ストメント・マネジ メント・エルエル シー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	—	業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	1,250,282	未払 費用	285,996
同一の親会社を持つ会社	クリアブリッジ・ インベストメント・ エルエルシー	米国 ペンシルバニア州	-	金融業	—	役員の兼任 業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	722,188	未払 費用	64,021
同一の親会社を持つ会社	フランクリン・ テンブルトン・ オーストラリア・ リミテッド	オーストラリア ビクトリア州	-	金融業	—	役員の兼任 業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	1,990,022	未払 費用	152,308
同一の親会社を持つ会社	フランクリン・ テンブルトン・ カンパニーズ・ エルエルシー	米国 デラウェア州	-	一般業務 委託請負 会社	—	業務委託 関係	業務の 受託 (注3)	2,202,935	未収 入金	479,980
							総務・経 理・イン フォメー ションテ クノロジー 業務等の 委託 (注4)	797,344	未払 費用	351,190
同一の親会社を持つ会社	フランクリン・ テンブルトン・ インターナショナル・ サービス・ S.A.R.L.	ルクセンブルグ	-	金融業	—	業務委託 関係	業務の 受託 (注3)	2,054,094	未収 入金	461,910

同一の親会社を持つ会社	K2/D&Sマネジメント・カンパニーズ・エルエルシー	米国 デラウェア州	-	金融業	—	業務委託関係	業務の委託 (注5)	694,201	未払費用	59,841
-------------	----------------------------	--------------	---	-----	---	--------	---------------	---------	------	--------

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注1）取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

（注2）本部共通経費の支払については、当業務に関する役務提供割合を勘案して合理的な金額を支払っております。

（注3）業務受託報酬については、当社が提供する役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出しております。

（注4）総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託については、コーポレートサービスフィー契約に基づいて算出された業務委託料金を支払っております。

（注5）業務委託報酬については、当社に提供される役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

フランクリン・リソーシズ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

レグ・メイソン・インク（非上場）

テンプレートン・ワールドワイド・インク（非上場）

テンプレートン・インターナショナル・インク（非上場）

フランクリン・テンプレートン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド（非上場）

第27期事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

（単位：千円）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	フランクリン リソーシズ インク	米国 デラウェア州	50.2 百万 米ドル	持株会社	(被所有) 間接 100%	業務委託 関係 役員の兼任	本部共通 経費の支払 (注2)	114,773	未払費用	90,939

（2）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー	米国 カリフォルニア州	-	金融業	—	業務委託関係	業務の委託 (注5)	993,799	未払費用	79,933
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州	-	金融業	—	業務委託関係	業務の委託 (注5)	889,511	未払費用	66,765

同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメン ト・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	—	業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	653,905	未払 費用	228,361
同一の親会社を持つ会社	クリアブリッジ・イン ベストメンツ・エル エルシー	米国 ペンシルバニア州	-	金融業	—	業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	845,888	未払 費用	76,219
同一の親会社を持つ会社	フランクリン・テン ブルトン・オーストラ リア・リミテッド	オーストラ リア ビクトリア州	-	金融業	—	業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	1,856,249	未払 費用	151,630
同一の親会社を持つ会社	フランクリン・テン ブルトン・カンパニー ズ・エルエルシー	米国 デラウェア州	-	一般業務 委託請負 会社	—	業務委託 関係	業務の 受託 (注3)	2,735,450	未収 入金	366,521
							総務・経 理・イン フォメー ションテ クノロジ ー業務等 の委託 (注4)	1,168,745	未払 費用	141,062
同一の親会社を持つ会社	フランクリン・テン ブルトン・インターナ ショナル・サービシ ス・S.A.R.L.	ルクセンブル グ	-	金融業	—	業務委託 関係	業務の 受託 (注3)	2,323,893	未収 入金	185,607
							業務の 委託 (注5)	377	未払 費用	67
同一の親会社を持つ会社	K2/D&Sマネジメン ト・カンパニー ズ・エルエルシー	米国 デラウェア州	-	金融業	—	業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	802,935	未払 費用	83,768
同一の親会社を持つ会社	フランクリン アド バイザーズ インク	米国 カリフォルニ ア州	-	金融業	—	業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	787,168	未払 費用	69,871

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注1）取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

（注2）本部共通経費の支払については、当業務に関する役務提供割合を勘案して合理的な金額を支払っております。

（注3）業務受託報酬については、当社が提供する役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出しております。

（注4）総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託については、コーポレートサービスフィー契約に基づいて算出された業務委託料金を支払っております。

（注5）業務委託報酬については、当社に提供される役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

フランクリン・リソーシズ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

レグ・メイソン・インク（非上場）

テンブルトン・ワールドワイド・インク（非上場）

テンブルトン・インターナショナル・インク（非上場）

フランクリン・テンプレートン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド（非上場）

（1株当たり情報）

第26期事業年度 （自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）		第27期事業年度 （自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）	
1株当たり純資産額	44,209円99銭	1株当たり純資産額	48,601円69銭
1株当たり当期純利益金額	4,643円24銭	1株当たり当期純利益金額	4,391円69銭
(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。		(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。	
当期純利益	363,426千円	当期純利益	343,738千円
普通株式に帰属しない金額	-	普通株式に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	363,426千円	普通株式に係る当期純利益	343,738千円
期中平均株式数	78千株	期中平均株式数	78千株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（重要な後発事象）

当社は、2024年9月20日開催の株主総会においてパトナム・インベストメンツ・ジャパン株式会社との間で締結した合併契約を承認しました。当該契約書に基づき2024年10月1日付で両社は合併しております。

（1）取引の概要

1. 結合当事企業の名称及び事業内容

結合当事企業の名称：パトナム・インベストメンツ・ジャパン株式会社（以下「PIJ」）
事業の内容：資産運用業務

2. 企業結合日

2024年10月1日

3. 企業結合の法的形式

当社を存続会社、PIJを消滅会社とする吸収合併

4. 企業結合後の名称

フランクリン・テンプレートン・ジャパン株式会社

5. 企業結合の目的

この企業結合により日本法人の業務効率の向上と体制強化を図ることで、よりクオリティーの高い顧客サービスの提供やより顧客ニーズにあった商品紹介を可能とすることを目指します。

（2）実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （2）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- （4）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であつて、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更等
2024年10月1日にパトナム・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併しました。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2024年3月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
 資本金の額：10,000百万円（2024年3月末現在）
 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
 再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2024年3月末現在)	事業の内容
アイザワ証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
安藤証券株式会社	2,280百万円	
いちよし証券株式会社	14,577百万円	
SMBC日興証券株式会社	135,000百万円	
株式会社SBI証券	54,323百万円	
OKB証券株式会社	1,500百万円	
岡三証券株式会社 [※]	5,000百万円	
静銀ティーエム証券株式会社	3,000百万円	
大和証券株式会社	100,000百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
とうほう証券株式会社	3,000百万円	
東洋証券株式会社 [※]	13,494百万円	
野村證券株式会社 [※]	10,000百万円	
百五証券株式会社	3,000百万円	
北洋証券株式会社 [※]	3,000百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
マネックス証券株式会社	13,195百万円	
丸三証券株式会社	10,000百万円	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196百万円	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
楽天証券株式会社	19,495百万円	
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	
株式会社大垣共立銀行	46,773百万円	
株式会社沖縄銀行	22,725百万円	
株式会社北九州銀行	10,000百万円	

株式会社紀陽銀行	80,096百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社京都銀行	42,103百万円	
株式会社きらやか銀行	34,183百万円	
株式会社群馬銀行	48,652百万円	
株式会社常陽銀行	85,113百万円	
株式会社東邦銀行	23,519百万円	
株式会社東北銀行 [※]	13,233百万円	
株式会社名古屋銀行 [※]	25,090百万円	
株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円	
株式会社百五銀行	20,000百万円	
株式会社百十四銀行	37,322百万円	
株式会社北洋銀行	121,101百万円	
株式会社北國銀行	26,673百万円	
株式会社宮崎太陽銀行	8,752百万円	
株式会社もみじ銀行	10,000百万円	
株式会社山口銀行	10,005百万円	
株式会社山梨中央銀行 [※]	15,400百万円	
セントラル短資株式会社	5,000百万円	出資の受入、預り金及び金利等に関する法律に基づき、主としてコール資金の貸付、またはその貸借の媒介を業としています。

※ 受益権の新規の募集の取扱いはありません。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社
ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。
- (2) 販売会社
日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

- (1) 受託会社
該当事項はありません。
- (2) 販売会社
該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2024年10月 1日	臨時報告書
2024年10月 7日	有価証券届出書の訂正届出書
2024年12月17日	有価証券届出書
2024年12月17日	有価証券報告書
2024年12月27日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2024年12月11日

フランクリン・テンプレートン・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフランクリン・テンプレートン・ジャパン株式会社の2023年10月1日から2024年9月30日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フランクリン・テンプレートン・ジャパン株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚

起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 久保直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフランクリン・テンプルトン 米国政府証券ファンドの2024年9月18日から2025年3月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フランクリン・テンプルトン 米国政府証券ファンドの2025年3月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2024年9月17日をもって終了した前特定期間の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2024年11月28日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。